

規 則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第三条第一項第五号中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、同項第六号及び第七号中「前条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（出張美容に関する講習）

第三条 条例第七条に規定する美容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習（以下この条において「講習」という。）を受けなければならない。

2 条例第七条に規定する美容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第一号から様式第八号までの規定中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第六条第一項の規定による届出をした美容師（美容所の開設者及び従業者を除く。）に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「届出をした日から一年以内」とあるのは、「平成三十年十二月二十四日まで」とする。

3 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。